

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども子育て関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大月市は、子ども子育て関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大月市長

## 公表日

平成30年8月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て関連事務
②事務の概要	<p>子ども子育て支援法や児童福祉法及び学校教育法など関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①申請書や届出書に関する確認</li><li>②入所要件の審査</li><li>③保護者情報の確認</li><li>④支給認定に関する照会</li><li>⑤保育料算定に必要な各種情報の照会</li><li>⑥保育料算定に関する処理</li><li>⑦教育・保育給付の支給に関する処理</li><li>⑧官公署等に対する必要な資料等の作成</li></ul> <p>マイナポータル「サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)」での申請及び届出の受領を行う。</p>
③システムの名称	子ども子育てシステム、中間サーバー、宛名システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一第94項並びに内閣府・総務省令第5号第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】116項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部福祉課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8032
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部福祉課 401-8601 山梨県大月市大月2-6-20 問い合わせ先電話番号 0554-23-8032

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年5月8日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年5月8日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	福祉課長 久保田 一正	福祉課長 山口 武彦		
平成30年3月12日	I-1-②事務の概要	<p>子ども子育て支援法や児童福祉法及び学校教育法など関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する            ①申請書や届出書に関する確認            ②入所要件の審査            ③保護者情報の確認            ④支給認定に関する照会            ⑤保育料算定に必要な各種情報の照会            ⑥保育料算定に関する処理            ⑦教育・保育給付の支給に関する処理            ⑧官公署等に対する必要な資料等の作成</p>	<p>子ども子育て支援法や児童福祉法及び学校教育法など関連法に基づき、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する            ①申請書や届出書に関する確認            ②入所要件の審査            ③保護者情報の確認            ④支給認定に関する照会            ⑤保育料算定に必要な各種情報の照会            ⑥保育料算定に関する処理            ⑦教育・保育給付の支給に関する処理            ⑧官公署等に対する必要な資料等の作成</p> <p>マイナポータル「サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)」での申請及び届出の受領を行う。</p>		
平成30年3月12日	I-1-③システムの名称	子ども子育てシステム、中間サーバー、宛名システム、団体内統合宛名システム	子ども子育てシステム、中間サーバー、宛名システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能(やまなしくらしねっと電子申請サービス)		
平成30年8月9日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第一第8、94項	番号法第9条第1項および別表第一第94項並びに内閣府・総務省令第5号第68条		
平成30年8月9日	I-5-②所属長の役職	福祉課長 山口 武彦	福祉課長		
平成30年8月9日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】なし【情報照会】13.116項	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】なし【情報照会】116項  平成26年内閣府・総務省令第7号【情報提供】なし【情報照会】59条の2		
平成30年8月9日	II-1評価対象の事務の対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満		
平成30年8月9日	II-1いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成30年5月8日時点		
平成30年8月9日	II-2いつの時点の計数か	平成27年2月28日時点	平成30年5月8日時点		